

南島原市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年4月
南島原市教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

近年、教育職員の業務が長時間に及び状況が全国的な課題となる中、文部科学省は教育職員が健康な状態で専門性を発揮し、子どもたちへの教育に邁進できるように「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を策定した。

また、各自治体において、その指針に即した業務量管理と健康確保を具体化するための実施計画の策定と公表が義務化された。

南島原市においても、これらのことに基づき、教育職員の働き方改革を推進し、教育の質の向上を目指すことを趣旨として、「南島原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

(2) 本市の現状

○ 本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「南島原市立小・中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減について、以下のように取り組んできた。

- ・ 1か月について45時間
- ・ 1年について360時間

○ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和5～6年度は以下のとおりであった。

【令和5～6年度の時間外在校等時間の状況】

		R5	R6
小学校	年間360時間超	29人	35人
	年間540時間超	0人	0人
中学校	年間360時間超	22人	25人
	年間540時間超	5人	4人

○ 時間外在校等時間が年間360時間を超える教育職員は、小学校、中学校ともにわずかに増加し、年間540時間を超える教育職員は、中学校で一定数いるのが現状である。学校運営に関わる業務（校務分掌・会議会合）、外部対応（保護者・PTA・地域）、部活動などの業務の負担感が大きくなっており、業務の精選と適正化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕

を創出することが必要である。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1か月時間外在校等時間を45時間以下にする。
- 1年間時間外在校等時間を360時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。

【令和5年度14.7日】

※令和6年度は年休付与日数が増えたため。

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。

【令和6年度 7.7%】

「教育職員の幸せ（ウェルビーイング）が、子どもたちの健やかな成長の源泉である」という認識を、市教育委員会・学校・地域が共有し、上記（1）～（2）の目標の達成を目指すことにより、教育職員が、教職という職業の魅力を高め、最終的に子どもたちに対して質の高い教育を提供することを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

ただし、目標の達成状況は毎年度確認し、必要によって目標はその都度見直していく。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による児童生徒の登下校時における通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・校舎の開錠・施錠については、教頭に固定せず、学校の実態を踏まえつつ、役割分担の見直しを促進する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度中に、部活動の地域展開を実現する。部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する市会計年度任用職員（学校支援員）を全校（分校を除く）に配置する。
- ・校務支援システムの機能活用、AIドリルの導入・活用により、成績処理や採点作業等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒への対応（「3分類」⑲関係）

- ・市会計年度任用職員教員（特別支援教育助手）を配置したり、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の専門的な知見を活用したりして、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は、年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直しや日課表の工夫等を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、夏季休業中に学校閉庁期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組んだりする。
- (1) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システム(C4th)で把握し、(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標の達成状況については、校務支援システム(C4th)及びストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、学校運営協議会等と連携し、保護者や地域住民等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。